

# 条例改正のお知らせ【新法民泊】

住宅宿泊事業（新法民泊）に関する条例が改正され、令和2年4月1日以降に届出を行う場合、**消防法令適合通知書を提出することが必須**となります。

## 大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（抜粋）

第5条 届出予定者は、届出をする際、住宅宿泊事業を営もうとする住宅が消防法その他の消防関係法令に適合していることを証する書面として市規則で定めるもの（以下「消防法令適合通知書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 住宅宿泊事業者は、法第3条第4項の規定による変更の届出（同条第2項第7号に掲げる事項（住宅宿泊事業法施行規則第4条第3項第8号から第10号までのいずれかに掲げる事項に限る。）の変更に係るものに限る。以下「変更届」という。）をする際、当該変更届に係る住宅に係る消防法令適合通知書を市長に提出しなければならない。

### ○消防法令適合通知書について

- ・ 住宅宿泊事業の届出の際は、届出住宅が消防法令に適合していることを担保し、住宅宿泊事業の適正な運営を確保する目的から、消防法令適合通知書を添付してください。
- ・ また、既に住宅宿泊事業を行っている方も、届出住宅について**次の事項を変更する場合は、変更届出書に消防法令適合通知書を添付**してください。

ア 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舍の別

イ 住宅の規模

ウ 住宅に人を宿泊させる間、届出者が不在（法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定める不在を除く。）とならない場合においては、その旨

消防法令適合通知書の交付申請について

届出住宅の所在地を管轄する消防署（予防担当）

<https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000018935.html>

